

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|-----------------------|
| 6 | 国民健康保険税に関する事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

南幌町は、国民健康保険税に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

| | |
|------|----|
| 特記事項 | なし |
|------|----|

評価実施機関名

南幌町長

公表日

平成29年7月31日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|-----------------------------------|---|
| ①事務の名称 | 国民健康保険税に関する事務 |
| ②事務の概要 | <p>・国民健康保険法、その他の国民健康保険に関する法律及び条例に基づき、国民健康保険税(料)の賦課徴収とそれに関する調査を行っている。</p> <p>・特定個人情報ファイルは次の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none">①国民健康保険被保険者資格の管理②国民健康保険被保険者に係る証明書の発行③国民健康保険被保険者台帳の照会④国民健康保険被保険者を対象とした保健事業 |
| ③システムの名称 | <ul style="list-style-type: none">①Reams.Net(国民健康保険資格)②Reams.Net(国民健康保険税)③団体内統合利用番号連携サーバー④中間サーバー⑤国保情報集約システム |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| (1)国民健康保険資格ファイル (1)国民健康保険税ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) 第9条第1項 別表第一の30の項 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | [実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「医療保険者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」「医療に関する給付の支給」が含まれる項(1、2、3、4、5、17、26、27、30、33、39、58、62、80、87、93、106の項) (別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「国民健康保険法に関する事務であって主務省令で定めるもの」の項(42、43、44の項) |

| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
|--------------------------|---|
| ①部署 | 住民課 |
| ②所属長 | 住民課長 小林 史典 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 南幌町役場 住民課 069-0292 北海道空知郡南幌町栄町3丁目2番1号 011-378-2121 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 南幌町役場 住民課 069-0292 北海道空知郡南幌町栄町3丁目2番1号 011-378-2121 |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | |
|--|-------------------|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | [1,000人以上1万人未満] |
| いつ時点の計数か | 平成27年2月27日 時点 |
| <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 | |
| 2. 取扱者数 | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] |
| いつ時点の計数か | 平成27年2月27日 時点 |
| <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 | |
| 3. 重大事故 | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] |
| <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし | |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

